

令和 8 年 1 月 6 日（火） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 1 月 6 日（火曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 3 号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (6) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（19名）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君 | 2 番 河村 清孝 君 | 3 番 丹羽 英治 君 |
| 4 番 吉田 忠男 君 | 5 番 和田 ひとみ 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君 |
| 7 番 林 百恵 君 | 8 番 後藤 信一 君 | 9 番 尾口 文良 君 |
| 10 番 松永 佳己 君 | 11 番 足立 宜穂 君 | 12 番 後藤 一夫 君 |
| 13 番 亀山 良平 君 | 14 番 森 種生 君 | 15 番 池田 政吉 君 |
| 16 番 長尾 始 君 | 17 番 山田 達史 君 | 18 番 日置 香 君 |
| 19 番 田下 喜代 君 | | |

○委員以外の出席者（3名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。12番 後藤 一夫委員、13番 亀山委員のお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北西に400mに位置する、
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1,042㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというものです。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜の栽培という内容になっています。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、小坂集会所から東に300mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 553㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農業経営が非効率なため交換したいというものです。

譲受人は、交換し、農業経営の効率化を図りたいというものでございます。
営農計画書が提出されており、露地野菜、水稻という内容になっています。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、小坂集会所から南東に 200 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 442 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農業経営が非効率なため交換したいというもの

譲受人は、交換し、農業経営の効率化を図りたいというものでございます。

4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から西に 300 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1,267 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、山崎公民館から西に 100 m に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 1,430 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、関警察署から南西に 300 m に位置する
農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 198 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節野菜を露地栽培するという内容になっています。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから北に 500 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 482 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見 IC 料金所から 900 m 北西、400 m 南西、南に 100 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 10筆 3, 769 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

9 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は、市立武儀小学校から南に 200 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 998 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

以上、9 件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番、3番の案件につきましては、私の担当地区となります。

特に特にありません。

4番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

2筆ありますが、157-4について、家と家との間で日陰になっており、畑として利用することは難しいと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番、8番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に特にありません。譲受人の方は熱心に農業をやって見えます。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第1号9番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に600mに位置する

登記地目 田・畑、現況地目 畑 3筆 362㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

2 番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 仮換地地積 289㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 仮換地地積 289㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

議案は5ページ、位置図は13ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に300mに位置する

登記地目 畑・田、現況地目 畑 4筆 仮換地地積 460㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、コインランドリー店舗でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、コインランドリーの経営業等を営んでおり、コインランドリー店舗として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に100mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 仮換地地積 197㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、宅地になっており、転用済ではありますが、本換地前の所有権移転ですので、5条許可申請が必要になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

議案は6ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から東に200mに位置する

登記・現況地目 田 18筆 6, 289. 73 m²。

農地の区分は、長良川鉄道関富岡駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般貨物自動車運送事業配送センターでございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、一般貨物自動車運送事業等を営んでおり、一般貨物自動車運送事業配送センターとして使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、3,000 m²を超えているため、都市計画法29条に基づく許可が必要であります。

7番の案件

議案は7ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、大杉公民館から北西に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 14. 81 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、平成17年以前より、住居用敷地の庭となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、大杉公民館から北東に300mに位置する

登記地目 畑・宅地、現況地目 畑 2筆 305. 57 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は 18 ページになります。

申請地は、県立関高等学校から南西に 300 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 168 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、昭和48年頃より住宅用地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

議案は 8 ページ、位置図は 19 ページになります。

申請地は、東新公民センターから北に 50 m に位置する

登記・現況地目 田 609 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、土地建物の売買業等を営んでおり、宅地分譲（3区画）として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

11 番の案件

位置図は 20 ページになります。

申請地は、平賀公民センターから北西に 200 m に位置する

登記地目 宅地、現況地目 畑 2筆 229.28 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の売買業等を営んでおり、宅地分譲（1区画）として利用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は 2 1 ページになります。

申請地は、関西圏公民センターから南に 4 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 3 筆 9 4 7 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、飲食店業店舗でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、飲食業等を営んでおり、飲食店業店舗として使用するというものでございます。

1 2 月 1 1 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、実測が 1, 0 0 0 m²を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

1 3 番の案件

議案は 9 ページ、位置図は 2 2 ページになります。

申請地は、下倉知公民館から西に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑・田、現況地目 畑一部雑種地 3 筆 8 4 4 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（8 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地建物取引業者で、宅地分譲（8 区画）として使用するというものでございます。

1 2 月 1 1 日に現地を確認したところ、平成 2 4 年より自宅の通路となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 4 番の案件

位置図は 2 3 ページになります。

申請地は、下倉知公民館から東に 1 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 7 9 6 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、砂利採取及び搬出搬入路（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取業等を営んでおり、表土置場兼砂利採取及び搬出搬入路（一時転用）として使用するというものでございます。

1 2 月 1 1 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

15番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、倉知東交差点から東に400mに位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 68㎡

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、機械部品加工業駐車場及び通路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自動車等の機械部品の加工業を営んでおり、機械部品加工業駐車場及び通路として利用したいというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、平成28年6月より通路となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

議案は10ページ、位置図は25ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から東に700mに位置する

登記・現況地目 田 988㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光を利用した発電装置の設置業等を営んでおり、太陽光発電施設として利用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

17番の案件

位置図は26ページになります。

申請地は、下白金公民センターから南西に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 墓地 2筆 247㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、墓地でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宗教法人であり、墓地として使用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、昭和36年以前より墓地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

18番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は、下菅谷集会所から南西に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 畑一部雑種地 3筆 616.91㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、自動車販売修理業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの

譲受人は、自動車販売修理業を営んでおり、駐車場として利用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、令和5年4月より一部駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

19番の案件

位置図は28ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から西に50mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑一部雑種地 508㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人に要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

12月11日に現地を確認したところ、平成13年6月頃より宅地の一部となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、19件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番、3番、4番、5番、6番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

1番、2番、3番、5番については、特に意見はありません。

4番については、下水に流すということで、排水の心配が少しあります。

6番については、地権者が多く、長年耕作が放棄されていたところで、今回話がまとまったということで問題ないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

7番、8番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10番、11番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

残った土地について、盛り土がしてあり、野菜が育ててあります。田にはしないと思いますので、大丈夫だとは思いますが、水の取り口が使えなくなってしまいます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

宅地になってしまいますので、問題ないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

12番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13番、14番、15番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

16番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

17番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

18番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○17番（山田 達史 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

19番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第 2 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第 2 号 1 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

1 9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 3 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 11 ページ、位置図は 29 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 600 m に位置する

現況地目 田 3 筆 362 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

譲渡人は、一般個人住宅を計画していましたが、申請地よりも利便性の高い土地を見つけたため、転用する必要性がなくなりました。今回、譲受人から一般個人住宅として利用したいとの申出を受けたための事業計画変更であります。

5 条申請 1 番と同時承認案件になります。

2 番の案件

議案は 12 ページ、位置図は 30 ページになります。

申請地は、下倉知公民館から東に 100 m に位置する

現況地目 田 8 筆 6,096 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

事業区域を拡張する必要が生じたための事業計画変更であります。

5 条申請 14 番と同時承認案件になります。

以上、2 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 3 号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第 3 号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、下記の農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、13、14 ページになります。

使用貸借権設定が20筆 13, 436㎡、賃貸借権設定が4筆 7, 699㎡でございます。地区は、広見、武芸川地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり「意見無し」と回答することに決しました。

続いて、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の通知について、受理したことをここに報告致します。

議案は15ページになります。

届出地は、肥田瀬地区の合計1筆838㎡です。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

その他の連絡事項になります。

次回の農業委員会総会は、令和8年2月5日（木）午前9時30分より関市役所6階大会議室を予定しております。

農業委員・農地利用最適化推進委員大会が、令和8年1月16日（金）午後1時より関市文化会館 大ホールにて開催されますので、ご参加のほどよろしくお願ひします。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたく思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

1 2 番

⑩

1 3 番

⑩